令和　　年　　月　　日

　山田町長　佐藤　信逸　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者 |  | ㊞ |

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

　私は、山田町が山田町暴力団排除条例（平成２５年山田町条例第８号。以下「条例」という。）に基づき、公共工事の発注、物品の購入その他の町の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別記の記載事項を読み了承した上で、下記事項について誓約します。

記

１　私は、条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。

２　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、山田町から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。

３　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、本誓約書、入札参加資格審査申請書その他の書類の全部または一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を宮古警察署等に提供することに同意します。

４　宮古警察署等からの通報又は山田町からの照会に対する宮古警察署等からの回答により、私が本誓約書１に該当することが確認された場合は、各資格等規程の定めるところに従い、入札参加資格の不認定又は取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。

役員等一覧

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 氏名のカナ  (カタカナ) | 性別  (男・女） | 生年月日  (大正T,昭和S  　平成H,令和R） | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

注１　この表には、次に該当する者について記載してください。

(1)　法人にあっては、登記されている全ての役員（辞任・退任した役員は記載不要）

(2)　個人にあっては、その者（事業主）

注２　記載された個人情報は、宮古警察署等に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

注３　記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

（誓約書の裏面に印刷してください。）

別記

１　「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

２　「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいいます。

３　「これらの者と密接な関係を有する者」とは、暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

　(1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者

　(2) 暴力団員を雇用している者

　(3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者

　(4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者

　(5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者

　(6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者

　(7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であることを知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

４　「宮古警察署等」とは、宮古警察署及び岩手県警察本部をいいます。

５　「資格等規程」とは、次に掲げる規程をいいます。

　(1) 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成２３年山田町告示第２６号）

　(2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成２３年山田町告示第３１号の２）

　(3) 物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成２４年山田町告示第６７号）

※ 山田町暴力団排除条例（平成２５年山田町条例第８号）抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）～（９）　[略]

（町の事務における措置）

第６条　町は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第２項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の町の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）抜粋

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　１　[略]

　２　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　３～５　[略]

　６　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

　７及び８　[略]